

令和5年蘭越町議会第2回臨時会会議録

○開会及び閉会

令和5年 5月11日

開 会 午前10時00分

閉 会 午後 2時00分

○出席及び欠席議員の氏名

出席（10名）	1番	佐々木雄三	2番	北山 正一
	3番	淀谷 融	5番	金安 英照
	6番	向山 博	7番	難波 修二
	8番	赤石 勝子	9番	柳谷 要
	10番	永井 浩	11番	熊谷 雅幸

欠席（なし）

○会議録署名議員

3番 淀谷 融 5番 金安 英照

○説明のために出席した者の職氏名

町 長	金 秀行	教育長	小林 俊也
総務課長	渡辺 貢	税務課長	名越 義博
住民福祉課長	福原 明美	健康推進課長	山下 志伸
農林水産課長	田縁 幸哉	建設課長	北山 誠一
商工労働観光課長	水上 昭広	総務課参事	今野 満
農林水産課参事	木村 恭史	教育次長	梅本 聖孝
健康推進課主幹	前田 伸晃	健康推進課主幹	辻 喜亨
建設課建築係長	二唐 朱美	気候変動対策係長	山崎 友資

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 津村 智之 書記 和田 慎一

○議事日程

- 日程第1 仮議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 選挙第1号 議長の選挙
- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 選挙第2号 副議長の選挙
- 日程第6 議席の指定
- 日程第7 常任委員の選任
- 日程第8 議会運営委員の選任
- 日程第9 選挙第3号 羊蹄山ろく消防組合議会議員の選挙
選挙第4号 南部後志環境衛生組合議会議員の選挙
選挙第5号 後志広域連合議会議員の選挙
- 日程第10 消防委員の指名
表彰審議会委員の推薦
- 日程第11 町長の行政報告及び提案理由の大綱説明
- 日程第12 同意第1号 蘭越町監査委員の選任につき同意を求め
ることについて
- 日程第13 議案第1号 蘭越町税条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第2号 蘭越町国民健康保険税条例の一部を改正
する条例
- 日程第15 議案第3号 蘭越町営住宅管理条例の一部を改正する
条例
- 日程第16 議案第4号 令和5年度蘭越町一般会計補正予算（第
1号）
- 日程第17 議案第5号 令和5年度蘭越町簡易水道事業会計補正
予算（第1号）

○総務課長（渡辺貢） おはようございます。

本日は一般選挙後、初の議会でありますので、会議に先立ちまして、町長から御挨拶を申し上げます。

○町長（金秀行） おはようございます。

本会議の大変貴重な時間でございますが、会議に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

任期満了に伴う4月23日執行の蘭越町議会議員選挙において、町民の皆さんの力強い御支援と厚い信頼、そして大きな期待を担われ、厳しい選挙戦を勝ち抜き、見事当選の栄に浴されましたことに対して、心からお祝いとお喜びを申し上げます。

今回の選挙で再選されました経験豊かな議員の皆様、そして、この度、初めて当選され議員となりました皆様、それぞれの立場で感激もひとしおのことと存じます。

今後の町政発展のため、御活躍を心から御期待を申し上げます。

議会と町長は、人間代表制のもとで、自治体運営の車の両輪と言われております。ともに町民の代表として、それぞれの役割を十分に果たし、連携をとりながら、町の発展に一体となって取り組んでいかなければならないと考えております。

私といたしましても、町民の安全安心な暮らしと福祉の向上、産業等を守り抜くため、行政運営を職員とともに全力で推進してまいりますので、議員の皆様方の一層の御指導と御助言を賜りますよう、心からお願いを申し上げます。

本日は、町議会議員選挙後、最初の議会として、第2回蘭越町臨時会を招集させていただきました。

本日、提案いたします付議事件の御審議を賜りますことをありがたく存じます。

皆様方の御当選を改めてお祝い申し上げ、ますますの御健勝にて御活躍くださいますよう、衷心より御祈念申し上げ、御挨拶といたします。

○総務課長（渡辺貢） それでは、事務局長の進めるところにより、会議を行います。

○議会事務局長（津村智之） 本臨時会は、一般選挙後、初めての議会です。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出

席議員の中で、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっておりますので、この規定に基づきまして取り進めさせていただきます。出席議員の中で、赤石議員が年長ですので、御紹介申し上げます。

赤石議員、議長席へお願いします。

○臨時議長（赤石勝子） ただいま紹介されました、赤石です。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

これより令和5年第2回蘭越町議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

○臨時議長（赤石勝子） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

○臨時議長（赤石勝子） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、臨時議長において、金安議員、淀谷議員を指名します。

町理事者及び説明員退席につき、暫時休憩いたします。

（町理事者及び説明員退席）

○臨時議長（赤石勝子） 再開します。

○臨時議長（赤石勝子） 日程第3、選挙第1号議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（事務局、議場を閉める）

ただいまの出席議員数は10人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条の規定により、立会人に柳谷議員、難波議員を指名します。

それでは投票用紙を配ります。

（事務局、投票用紙を配布）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

皆さん、よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは、配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(事務局、投票箱を開けた状態で議員全員に見せる)

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

事務局長が氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

(事務局長、議長席に向かって前列右側の議員から順番に点呼。事務局が投票箱を持参し、各議員は自席にて投票。臨時議長は最後に投票。)

投票漏れはありませんか。

大丈夫ですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。立会人は開票の立会いをお願いいたします。

(開票。柳谷議員、難波議員、事務局職員、書記席上で開票作業)

それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数10票。有効投票10票。無効投票0票です。

有効投票のうち、熊谷議員が10票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

法定得票数を超え、最多得票を得た熊谷議員が議長に当選しました。

(拍手)

議場の出入口を開きます。

暫時休憩いたします。

(事務局、議場を開く)

○臨時議長(赤石勝子) 再開します。

○臨時議長(赤石勝子) ただいま議長に当選された熊谷議員が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

ただいま議長に当選されました熊谷議員から発言を求められておりますので、これを許します。

○議長(熊谷雅幸) 一言、議長就任の御挨拶を申し上げます。

このたび、不肖私が議員の皆様の御推挙をいただき、蘭越町議会議長

に就任させていただくことになりました。身に余る責任の重さを痛感しているところでございます。

もとより浅学非才の身ではございますが、皆様の御推挙を受けました上は、身を挺して、その御厚情に報いる覚悟でございます。

本町を取り巻く環境は大変厳しく、重要かつ喫緊の課題が山積しております。

このような情勢の中で、町議会の果たす役割をしっかりと認識し、住民福祉の向上、地域の振興発展を目指し、町民の信頼を得るために、私どもはより一層の努力が求められております。

私も議長として、町議会の機能が存分に発揮できるよう努めてまいり所存でございますので、議員各位のますますの御支援、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。以上、就任の御挨拶といたします。

ありがとうございました。

(拍手)

○臨時議長（赤石勝子） これで臨時議長の任務を終えました。御協力ありがとうございました。

熊谷議長、議長席にお着き願います。

○議長（熊谷雅幸） 日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○議長（熊谷雅幸） 日程第5、選挙第2号副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(事務局、議場を閉める)

ただいまの出席議員数は10人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条の規定により、立会人に柳谷議員、難波議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。

(事務局、投票用紙を配布)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(事務局、投票箱を開けた状態で議員全員に見せる)

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

事務局長が氏名を呼び上げますので、順次投票願います。

(事務局長、議長席に向かって前列右側の議員から順番に点呼。事務局が投票箱を持参し、各議員は自席にて投票。議長は最後に投票。)

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。立会人は開票の立会いをお願いします。

(開票。柳谷議員、難波議員、事務局職員、書記席上で開票作業)

選挙の結果を報告します。

投票数10票、有効投票数10票、無効投票0票です。

有効投票のうち、永井議員9票、難波議員1票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、永井議員が副議長に当選されました。

(拍手)

議場の出入口を開きます。

暫時休憩します。

(事務局、議場を開く)

○議長(熊谷雅幸) 再開します。

○議長(熊谷雅幸) ただいま、副議長に当選された永井議員が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

ただいま、副議長に当選された永井議員から発言が求められておりますので、これを許します。

○副議長（永井浩） このたび、議員皆様方の御支持により、副議長の要職に就任させていただくことになりました。

大変名誉なことであり、また責務の重さに身の引き締まる思いでございます。

議長に就任されました熊谷議長は、人格高潔で見識豊富な卓越した方でいらっしゃいますので、議長の御指導、御助言をいただきながら、副議長の責務を全うするよう最大限の努力をする所存でございます。

議員皆様方の更なる御指導と御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。甚だ簡単措辞ではございますが、副議長就任の御挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

（拍手）

○議長（熊谷雅幸） 日程第6、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定します。

議席番号と氏名を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（津村智之） 1番佐々木議員、2番北山議員、3番淀谷議員、5番金安議員、6番向山議員、7番難波議員、8番赤石議員、9番柳谷議員、10番永井議員、11番熊谷議員。以上です。

○議長（熊谷雅幸） 席替えのため、暫時休憩します。

（議席移動）

○議長（熊谷雅幸） 再開します。

○議長（熊谷雅幸） 日程第7、常任委員の選任を行います。

委員選出のため、暫時休憩いたします。

○議長（熊谷雅幸） 再開します。

○議長（熊谷雅幸） 常任委員については、委員会条例第7条第1項により、総務文教常任委員に熊谷議員、難波議員、金安議員、淀谷議員、佐々木議員を指名いたします。経済建設常任委員に永井議員、向山議員、柳谷議員、北山議員、赤石議員を指名いたします。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました議員を、それぞれの常任委員に選任することに決定いたしました。

各常任委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元にきていますので報告いたします。

総務文教常任委員長は難波議員、副委員長は淀谷議員。経済建設常任委員長は赤石議員、副委員長は向山議員。

以上のとおり互選された旨、報告がありました。

○議長（熊谷雅幸） 日程第8、議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任につきましては、運営基準第135条の規定により、総務文教常任委員から2名、経済建設常任委員から3名を選出し、会議に諮って決めることになっています。

委員選出のため、暫時休憩いたします。

○議長（熊谷雅幸） 再開します。

○議長（熊谷雅幸） 委員会条例第7条第1項の規定により、議会運営委員に赤石議員、難波議員、向山議員、淀谷議員、柳谷議員を選任したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、ただいま選任いたしました議員が議会運営委員に決定いたしました。

委員長及び副委員長互選のため、暫時休憩いたします。

○議長（熊谷雅幸） 再開します。

○議長（熊谷雅幸） ただいま議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が手元にきていますので報告いたします。

委員長は柳谷議員、副委員長は向山議員です。

以上のとおり互選された旨、報告がありました。

○議長（熊谷雅幸） 日程第9、選挙第3号から選挙第5号まで、羊蹄山ろく消防組合議会議員の選挙、南部後志環境衛生組合議会議員の選挙、後志広域連合議会議員の選挙を一括で行います。

お諮りいたします。

選挙の方法について、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選の方法によることに決定いたしました。

議員選出のため、暫時休憩いたします。

○議長（熊谷雅幸） 再開します。

○議長（熊谷雅幸） 各議会議員につきましては、羊蹄山ろく消防組合議会議員に永井議員、金安議員。

南部後志環境衛生組合議会議員に北山議員。

後志広域連合議会議員に熊谷議員、私。

以上のとおり指名いたします。

お諮りいたします。

それぞれの議員を当選人としてすることに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、それぞれの議会議員が当選されました。

当選されました各議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により当選を告知いたします。

○議長（熊谷雅幸） 日程第10、消防委員の指名及び表彰審議委員会の推薦について、一括で行います。

消防委員及び表彰審議委員については、会議に諮って指名及び推薦することになっております。

お諮りいたします。

消防委員5名及び表彰審議委員4名を、議長により指名及び推薦したいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議長において指名及び推薦することに決定いたしました。

消防委員に永井議員、金安議員、柳谷議員、佐々木雄三議員、淀谷議員。

表彰審議委員に難波委員、金安議員、赤石議員、北山議員。

以上のとおり、指名及び推薦をしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名及び推薦した議員を、消防委員及び表彰審議委員に決定いたしました。

15分休憩いたします。

再開は11時25分といたします。

○議長（熊谷雅幸） 再開いたします。

○議長（熊谷雅幸） 日程第11、町長の行政報告及び提案理由の大綱説明を願います。

金町長

○町長（金秀行） 第2回蘭越町議会臨時会を招集しましたところ、大変御多用の中、議員の皆様方の御出席をいただきまして、本臨時会が開催できますことを、まずもってお礼を申し上げたいと存じます。

第1回蘭越町議会定例会が開催されました3月17日以降の行政報告については、お手元に資料としてお配りしておりますが、詳細をお知らせしたい行事等については、口頭で御報告を申し上げます。

1ページ、3月22日、水曜日、14時から、この日は蘭越町、株式会社LABバイオテック、シミックホールディングス株式会社の3社による共同研究のプレス発表を行いました。

株式会社LABバイオテックが、らんこし米から分離・同定した新種の乳酸菌について、3社で研究と商品の開発を行う契約を締結した旨を報告したところでございます。

発表には、私と株式会社LABバイオテックの森田社長、シミックホールディングス株式会社和泉CEO補佐、北大の宮崎特任教授が出席し、北海道新聞、日本経済新聞の記者に事業の経緯等を含め、質疑応答も行われました。

品種の乳酸菌には、免疫機能の向上、さらにはアレルギーの抑制などの効果が見込めることがわかっており、今後、乳酸菌の入った米粉を使った地場産品の開発などにより、らんこし米の付加価値が向上することを期待しているところでございます。

3月20日、木曜日、12時から、この日は竹細工研究会の創立40周年記念祝賀会に御案内をいただき、教育長と幽泉閣にお伺いをし、お祝いの御挨拶をいたしましたところです。

蘭越町竹細工研究会は、昭和58年に設立され、現在16名の会員が活動をしており、竹の採取から手提げかごなどの作成を行っております。

技術と文化の伝承のため、町民向けの講座を開催しているほか、小学校での指導も行い、後継者の育成にも取り組んでいるところでございます。

2ページ、4月4日、火曜日、15時から、この日は今年度、蘭越町に赴任してこられた教職員への辞令交付式に御案内をいただき、歓迎の御挨拶をしております。

今年度は再任用の職員も含め、16名の教職員が、蘭越町内の小・中学校に着任されております。私からは恵まれた環境の中で、子どもたちへの指導と、先生自身の地域での御活躍をお願いをしたところでございます。

4月7日、金曜日、10時から、この日は3月28日、東京都で行われた2022年度の全国そば優良生産表彰において、最高位の農林水産大臣賞を受賞した字三笠の有限会社ファームトピア走出邦章代表が、受賞の報告に来庁されました。

同社は作付面積が405ヘクタール、10アール当たりの収量はキタワセソバ123キロ、機械化による省力化を進め、大規模でも排水対策を徹底し、地力を維持しながら、安定した収量を確保したことが評価され、今回の受賞となったものでございます。

4ページ、4月27日、木曜日、10時30分から、この日は大谷地区と淀川地区の一部を受益とする大谷第一揚水機場ポンプ等更新工事の竣工式及び落成式が、北海道開発局小樽開発建設部、後志総合振興局をはじめとした関係者約40名が出席し、執り行われました。

本揚水機場は、昭和32年から長きにわたり同地区約170ヘクタールの水田への農業用水を担ってまいりましたが、令和3年5月に、モーター類が故障したため、団体営農業水路等長寿命化・防災減災事業を活用し、更新工事を行いました。

今後は、地域へ安定した揚水の供給が行われ、良質のらんこし米の生

産が期待されるところでございます。

5月2日、火曜日、17時15分から、この日は令和5年度蘭越町役場職員交通事故防止総決起大会を開催しております。

今回で22回目の開催となった総決起大会には、倶知安警察署寺村署長をはじめとし、倶知安警察署佐藤交通係長、蘭越・昆布・港駐在所警察官、交通安全協会志比川会長の御臨席を賜り、54名が参加をいたしました。

総決起大会では職員決議と大会宣言を行い、役場職員の交通安全に対する意識を深めるとともに、交通事故の撲滅に向けて誓いを新たにしたところでございます。

5月8日、17時から、この日は本年7月で任期が終了する農業委員会委員について、3月1日から30日までの期間で募集し、推薦または募集に応じた委員候補者について、農業委員会委員候補者評価委員会を設置し、候補者の評価に関する意見を求めております。委員長に川崎隆行さん、副委員長に及川かをりさんを選び、他の2名の委員とともに御審議をいただき、候補者15名について適任である旨の報告をいただいたところです、

今後、第2回蘭越町議会定例会において、15名の農業委員任命の同意について上程をすることとしております。

5月9日、火曜日、10時30分から、この日はさけ・ます資源の増大を祈念し、令和5年度さけ・ます放流式を、字三笠の尻別さけます事業所蘭越施設で実施をいたしました。

放流式には、天沼後志総合振興局長、洞内国立研究開発法人水産研究教育機構水産資源研究所尻別さけます事業所長、中井農業委員会会長をはじめ、10名の出席をいただいて挙行し、サクラマス稚魚の放流を行いました。

また、放流式終了後、蘭越小学校2年生21名の参加をいただき、稚魚の放流体験学習を実施をいたしました。

参加した児童は、さけます事業所職員の説明に対し、真剣に耳を傾け、稚魚の放流を行うなど、貴重な体験学習となったことと思います。

次に、育苗施設の運営状況について、御報告申し上げます。

育苗施設の播種作業は、昨年と同日の4月12日に開始しております。作業開始に当たり、育苗施設運営委員会の中井委員長さんの御出席をいただき、健苗マットの出荷と操業の安全を祈願したところでございます。

今年の利用戸数は62戸で、供給マット数は、中苗マットは190、

452枚で、面積換算で544ヘクタール、密苗マットは13,845枚で、面積換算で92ヘクタールで、合計マット数は204,297枚、面積換算で636ヘクタールでございます。

出荷でございますが、中苗マットは14日から始まり、28日に終えてございます。密苗マットについては、5月2日までに出荷を終了してございます。

出荷している苗の生育でございますが、職員が巡回確認しており、生育は順調との報告を受けているところで、豊穣の秋につながることを念じ、育苗施設の運営状況についての行政報告を終わります。

次に、本日提案いたします議案の提案理由の大綱について、御説明を申し上げます。

同意第1号については、蘭越町監査委員の選任同意につきまして、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

議案第1号につきましては、蘭越町税条例の一部を改正する条例の議決をお願いするものでございます。

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、蘭越町税条例につきましても、所要の改正が必要であることから、条例の一部を改正させていただくものでございます。

議案第2号につきましては、蘭越町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の議決をお願いするものでございます。

地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険制度維持を目的として、国民健康保険税の限度額の見直しと所要の改正が必要であることから、条例の一部を改正させていただくものでございます。

議案第3号については、蘭越町営住宅管理条例の一部を改正する条例の議決をお願いするものでございます。

昆布B団地、平成7年度棟への下水道接続工事実施により、下水道整備住宅となったことから、住宅使用料が変更となるため、条例の一部を改正させていただくものでございます。

議案第4号については、令和5年度蘭越町一般会計補正予算第1号でございますが、歳入歳出それぞれ1億7,611万5,000円の追加をお願いするものでございます。

歳出の主な内容ですが、総務費では、蘭越町再エネ設備導入可能性調査等事業委託料4,741万円、再エネ最大限導入計画策定業務委託料792万円、エネルギー分散蛍光エックス線分析装置外備品購入費1,620万9,000円、新型コロナウイルスワクチン接種業務委託料5

88万3,000円、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援対策事業スーパープレミアム商品券補助金4,592万9,000円、子育て世帯生活支援特別給付金475万円など合わせまして、1億3,949万7,000円の追加。

民生費では、スマート母子保健システム構築業務委託料925万円など合わせまして1,015万1,000円の追加。

衛生費では、簡易水道事業会計繰出金309万1,000円など合わせまして346万7,000円の追加。

農林水産業費では、蘭越町米麦改良協会補助金30万円の追加。

土木費では、旧昆布診療所改修工事1,760万円など合わせまして、2,270万円を追加するものでございます。

歳入につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金550万4,000円、エネルギー構造高度化・転換理解促進事業補助金4,741万円、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金594万円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3,406万8,000円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金818万9,000円、子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金546万3,000円、デジタル田園都市国家構想交付金925万円、海の学びミュージアムサポート助成金1,346万円、旧昆布診療所改修事業債1,240万円など合わせまして、歳入総額1億7,611万5,000円を充当するものでございます。

議案第5号につきましては、令和5年度蘭越町簡易水道事業会計補正予算第1号でございますが、歳入歳出それぞれ309万1,000円の追加をお願いするものでございます。

歳出につきましては、その他の特別損失309万1,000円の追加。

歳入につきましては、他会計補助金309万1,000円を充当するものでございます。

なお、詳細につきましては、議案説明の時に担当課長から説明いたします。

以上で、行政報告及び提案理由の大綱の説明終わります。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（熊谷雅幸） これをもって、町長の行政報告及び提案理由の大綱説明を終わります。

○議長（熊谷雅幸） 日程第12、同意第1号蘭越町監査委員の選

任につき同意を求めることについてを議題といたします。

向山議員は、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、退場を求めます。

暫時休憩いたします。

(対象者除斥)

○議長（熊谷雅幸） 再開します。

○議長（熊谷雅幸） 提案者の説明を求めます。

金町長。

○町長（金秀行） ただいま上程されました、同意第1号蘭越町監査委員の選任につき同意を求めることについて、御説明を申し上げます。

5月1日、任期満了に伴い、新たに議員の皆さんの中から地方自治法第196条第1項の規定による監査委員の1人について、向山博氏を選任いたしたいとするものであります。

向山議員の経歴等については、平成27年、蘭越町議会議員に当選以来、今回で3期目となり、これまで2期8年の長きにわたり、町政の振興発展に御尽力されております。

この間、経済建設常任委員会副委員長、総務文教常任委員会副委員長、議会運営委員会委員、表彰審議会委員、南部後志環境衛生組合議会議員並びに消防委員を歴任されております。

このように経験と識見を有し、品格高潔な向山博氏を蘭越町監査委員として適任であると考え、選任いたしたいと存じますので、同意についてよろしく願いをいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって、提案者の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、同意第1号蘭越町監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、同意第1号は、これに同意することに決定いたしました。
暫時休憩いたします。

(除斥者入場)

○議長（熊谷雅幸） 再開します。

○議長（熊谷雅幸） 日程第13、議案第1号蘭越町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

名越税務課長。

○税務課長（名越義博） ただいま上程されました、議案第1号蘭越町税条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

今回の改正理由は、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布されましたことにより、蘭越町税条例につきましても、所要の改正が必要でありますことから、条例の一部改正をお願いするものでございます。

今回の主な改正は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴う賦課徴収の見直し、扶養親族等申告書の記載事項の簡素化の見直し、軽自動車税の種別割のグリーン化特例の延長、燃料・排ガス試験不正行為に係る税制上の再発抑制策の強化の見直しによる改正でございます。

参考資料①蘭越町税条例の一部を改正する条例の概要により御説明申し上げますが、今回の改正に伴う施行年月日につきましては、備考欄によるものでございます。

また、法令及び条例改正に伴う条項や文言の整理につきましては、説明を省略させていただきます。

それでは、参考資料1ページを御覧願います。

第33条の9は、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除に関する規定で、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行令に伴う規定の整備であり、令和6年1月1日から施行するものです。

第35条の3の2は、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書に関する規定で、給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化に伴う規定の整備と省令改正にあわせた項のズレによる改正であり、令和7年1月1日から施行するものです。

第37条、個人の町民税の徴収の方法等、第40条、個人の町民税の

納税通知書、第43条、給与所得に係る個人の町民税の特徴に関する規定で、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、森林環境税の賦課徴収等についての規定の整備であり、令和6年4月1日から施行するものです。2ページを御覧ください。

第45条は、給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等に関する規定で、施行規則第5号の15の2様式の創設に伴う規定の整備であり、令和5年4月1日から適用するものです。

第46条、給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ、第46条の2、公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収、第46条の6、年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れに関する規定で、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴う規定の整備であり、令和6年4月1日から施行するものです。

第47条、法人の町民税の申告納付、第49条、法人の町民税に係る不足税額の納付手続に関する規定で、施行規則第22号の4の2様式の創設に伴う規定の整備であり、令和5年4月1日から適用するものです。

第81条は、種別割の税率に関する規定で、道路交通法の一部改正に伴い、一定の電動キックボード等について、原動機付自転車から区分して新たに特定小型原動機付自転車と定義されたことに伴い、この特定小型原動機付自転車に係る税率を2,000円とした規定の整備であり、令和5年7月1日から施行するものです。3ページを御覧ください。

第97条たばこ税の申告納付の手続、第100条たばこ税に係る不足税額等の納付手続に関する規定で、施行規則第34号の2の5の2様式の創設に伴う規定の整備であり、令和5年4月1日から適用するものです。

附則第8条は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例に関する規定で、適用年度を令和6年度から令和9年度に延長する改正に伴う規定の整備であり、令和5年4月1日から適用するものです。

附則第10条は、読替規定に関する規定で、法附則第64条を削る改正に伴う規定の整備であり、令和5年4月1日から適用するものです。

附則第10条の2は、法附則第15条第2項第1号等で定める割合、いわゆるわがまち特例の規定でございまして、法律改正に伴う規定の整備で、長寿命化に資する大規模の修繕等が行われたマンションに係る税額の減額措置のわがまち特例の創設で、特例割合を3分の1とする規定であり、令和5年4月1日から適用するものです。

附則第10条の3は、新築住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告に関する規定で、前条の改正による

規定の整備であり、令和5年4月1日から適用するものです。4ページを御覧願います。

附則第10条の4、平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等、附則第10条の5、平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等に関する規定で、適用年度を令和3年度分及び令和4年度分を、令和5年度分及び令和6年度分に改める改正に伴う規定の整備であり、令和5年4月1日から適用するものです。

附則第10条の6は、令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等の規定で、法規定の創設にあわせた改正で、適用年度を令和5年度分及び令和6年度分とする規定の整備であり、令和5年4月1日から適用するものです。

附則第15条の2は、軽自動車税の環境性能割の非課税に関する規定で、臨時的軽減措置に係る規定の削除による改正に伴う規定の整備であり、令和5年4月1日から適用するものです。

附則第15条の2の2は、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例に関する規定で、燃料・排ガス試験不正行為に係る税制上の再発抑制策の強化として、納税不足額を徴収する際に加算する割合を100分の10を、100分の35に改める改正に伴う規定の整備であり、令和6年1月1日から施行するものです。

附則第15条の6は、軽自動車税の環境性能割の税率に関する規定で、附則第15条の2と同様の規定の整備であり、令和5年4月1日から適用するものです。5ページを御覧ください。

附則第16条は、軽自動車税の種別割の税率の特例に関する規定で、種別割のグリーン化特例、軽課について、特例の期限を3年間25%軽減の対象については、2年間延長する改正に伴う規定の整備であり、令和5年4月1日から適用するものです。

附則第16条の2は、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する規定で、前条の改正に伴う規定の整備と附則第15条の2の2の環境性能割の改正と同様の改正に伴う規定の整備であり、第16条に伴う改正は、令和5年4月1日から適用し、附則第15条の2の2の同様の改正につきましては、令和6年1月1日から施行するものです。

附則第17条の2は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例に関する規定で、適用年度を令和5年度を、令和8年度に延長する改正に伴う規定の整備であり、令和5年4月1日から適用するものです。

附則第25条は、法律改正にあわせた改正であり、令和5年4月1日から適用するものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第1号蘭越町税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

昼食のため、休憩いたします。

再開は、13時といたします。

○議長（熊谷雅幸） 再開します。

○議長（熊谷雅幸） 日程第14、議案第2号蘭越町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

名越税務課長。

○税務課長（名越義博） ただいま上程されました、議案第2号蘭越町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

今回の改正理由は、地方税法施行令等の一部を改正する法律が、令和5年3月31日に公布されましたことにより、蘭越町国民健康保険税条例につきましても、所要の改正が必要でありますことから、条例の一部改正をお願いするものでございます。

今回の主な改正は、令和5年度税制改正により、国民健康保険の後期

高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が引上げられましたが、現行の法定限度額と7万円かい離しており、本町の国保制度の維持と国保財政の安定を図るため、国民健康保険税の賦課区分の限度額の改正、減額措置に係る法定軽減判定所得の基準額の改正などがございます。

参考資料②蘭越町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要により御説明申し上げますが、今回の改正に伴う施行年月日につきましては、備考欄によるものでございます。

また、法令及び条例改正に伴う条項につきましては、説明を省略させていただきます。

それでは、参考資料1ページを御覧願います。

第2条は、課税額についての規定でございます。第2項中、基礎課税額の限度額を62万円から1万円引上げ、63万円に、また、第3項中、後期高齢者支援金等課税額の限度額を18万円から3万円引上げ、21万円に改め、全体で4万円の引上げを行うものでございます。

第23条は、国民健康保険税の減額についての規定でございます。第1項は、第2条の改正に伴い、第1項中、62万円を63万円に、18万円を21万円に改めるものでございます。

この改正による影響額ですが、介護納付金が必要ない40歳未満65歳以上の世帯は、現行の80万円から84万円となり、20世帯が該当となる見込みでございます。

また、介護納付金が必要となる40歳以上65歳未満の世帯は、現行の95万円から99万円となり、13世帯が該当する見込みでございます。

なお、税率は変えておりませんので、限度額に達していない被保険者につきましては、影響はありません。

次に、2ページを御覧願います。

第1項第2号、5割法定軽減、第3号、2割法定軽減についてですが、担税力が低いと認められる被保険者を救済するため、世帯の所得が一定以下の場合には、応益割、均等割、世帯別平等割について、軽減措置を講ずる制度が設けられております。

今般の経済動向等を踏まえますと、軽減措置の拡充は必要であるとの判断から、拡充するものでございまして、第1項第2号中、28万5,000円を29万円に改め、同項第3号中、52万円を53万5,000円に改めるものでございます。

この軽減措置は、5割軽減、2割軽減を受けることができる世帯の所得額判定に使用するもので、判定所得は表記の計算式で判定いたします。

参考までに、令和4年度の国民健康保険税当初課税時で算定しましたところ、2割軽減から5割軽減となる世帯はありませんが、新たに2割軽減となる世帯は3世帯該当するものであり、税額では5万5,400円の減額となりました。

第23条の2は、特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例についての規定で、第24条の2の改正に伴う規定の整備であり、第1項中、第24条の2を第24条の2第1項に改めるものでございます。

次に、3ページを御覧願います。

第24条の2は、特例対象被保険者等に係る申告についての規定ですが、国民健康保険条例参考例第27条の3の規定の書きぶりにあわせるための改正でございます。

附則第2項から第4項、第6項、次のページ、4ページになります。第7項から第9項、第12項、第13項は、規定の整備であり、対応する法令の規定の書きぶりと合わせるための改正でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第2号蘭越町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（熊谷雅幸） 日程第15、議案第3号蘭越町営住宅管理条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

北山建設課長。

○建設課長（北山誠一） ただいま上程されました、議案第3号蘭越町営住宅管理条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

今回の改正につきましては、町営住宅のうち単独浄化槽を設置している住棟を下水道に接続することに伴いまして、住宅使用料が変更となるため改正するものです。

それでは、参考資料③を御覧願います。

新旧対照表の2ページ目になります。上から5段目、アンダーラインが改正箇所です。

平成7年度に建設しました、昆布B団地は浄化槽により汚水処理をしておりましたが、5月より下水道に切り替わったことから、住宅使用料を再算定した結果、下限額が変わるものです。

附則として、この条例は公布の日から施行し、令和5年5月1日から適用するものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださるよう、お願い申し上げます。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第3号蘭越町営住宅管理条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長（熊谷雅幸） 日程第16、議案第4号令和5年度蘭越町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） ただいま上程されました、議案第4号令和5年度蘭越町一般会計補正予算第1号につきまして、御説明いたします。

現在、この会計の予算の総額は64億9,700万円で、歳入歳出それぞれ1億7,611万5,000円を追加し、66億7,311万5,000円とするものです。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものです。

次の地方債の補正ですが、変更で、第2表地方債補正によるものです。後ほど御説明いたします。

それでは事項別明細書の歳出から御説明いたします。8ページを御覧願います。

2款総務費 1項総務管理費 15目気候変動対策・貝の館費と、9ページになります。17目新型コロナウイルス感染症対策費については、参考資料④で御説明いたしますので御覧願います。1ページになります。

15目気候変動対策・貝の館費、補正額は7,371万円です。

歳入になります。

特定財源の国庫支出金5,335万円の内訳でございますが、エネルギー構造高度化・転換理解促進事業補助金4,741万円。二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金594万円です。諸収入の1,346万円は、海の学びミュージアムサポート助成金です。

つづいて、歳出になります。

1点目は、蘭越町再エネ設備導入可能性調査等事業で、事業費は4,741万円です。

財源はエネルギー構造高度化・転換理解促進事業補助金で、本町の再エネ設備の導入調査・検討に当たって、経済産業省から事業採択を受けましたので補正をお願いするものです。

事業内容は、平成31年3月に策定しました蘭越町地域新エネルギービジョンの改定を行うとともに、公共施設等への再エネ設備の導入・省エネ改修、また、地域マイクログリッド化や木質バイオマスの実現可能性の調査・検討を進め、エネルギー地産地消システムの構築に取り組むものです。

事業費は、蘭越町再エネ設備導入可能性調査等事業委託料4,741万円です。

2点目は、再エネ最大限導入計画策定事業で、事業費は792万円で

す。

財源は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金で、脱炭素実現に向けた施策の推進に当たって、環境省から事業採択を受けましたので補正をお願いするものです。2ページを御覧願います。

事業内容は、2050年までの本町における二酸化炭素排出量を実質ゼロにする再エネ導入ビジョンと目標設定、また、ロードマップを策定し、官民連携で行う地域再エネ事業の実施運営体制の構築を図るものです。

事業費は、再エネ最大限導入計画策定業務委託料792万円です。

3点目は、海洋プラスチックごみに関する企画展示事業で、事業費は1,478万円です。

財源は、海の学びミュージアムサポート助成金で、公益財団法人船の科学館から海の企画展支援事業として助成採択されましたので、補正をお願いするものです。

事業内容は、海洋プラスチックごみに関する企画展を開催し、地球環境に付随し本町の環境問題に関する普及を図るため、情報発信の拠点となる貝の館の教育・文化・環境学習の場を整備するものです。

事業費は、需用費として消耗品費21万円。備品購入費としてエネルギー分散蛍光エックス線分析装置ほか1,457万円です。

4点目は、海洋観測基地局設置・運営事業で、事業費は322万4,000円です。

財源は、海の学びミュージアムサポート助成金で、公益財団法人船の科学館から海の博物館活動支援事業として助成採択されましたので、補正をお願いするものです。

事業内容は、海洋短波レーダーで、貝の館沿岸の海流を24時間観測し、海況状況をリアルタイムでウェブ公開することで地域漁業のICT化につなげ、また、海洋プラスチックごみの計画的な回収など、人為的な二酸化炭素から始まる環境問題に取り組むものです。

事業費は、需用費として消耗品費と電気料36万6,000円。役務費として電話料・運搬料ほか121万9,000円。備品購入費としてユニットハウス一式163万9,000円です。

5点目は、動物プランクトン分析事業で、事業費は37万6,000円です。

事業内容は、本年2月に海上保安庁巡視船そうやにより、オホーツク海で採取しました動物プランクトンの出現数を分析し、貝の館の基礎となる調査・研究を図るものです。

事業費は、動物プランクトン分析業務委託料37万6,000円です。

次に、3ページを御覧願います。

目の新設になります。17目新型コロナウイルス感染症対策費、補正額は6,578万7,000円です。

歳入になります。特定財源の国庫支出金5,322万4,000円の内訳でございますが、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金550万4,000円。同じく接種体制確保事業補助金818万9,000円。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3,406万8,000円。子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金546万3,000円です。また、諸収入の20万1,000円は、社会保険料です。

つづいて、歳出になりますが、1点目は新型コロナウイルスワクチン接種事業で、事業費は1,439万5,000円で、財源は新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金、同じく接種体制確保事業補助金及び社会保険料です。

事業内容は、6月から予定しております65歳以上の集団接種に向けての準備のため、コロナワクチン接種業務に必要な費用の補正をお願いするものです。

事業費は、報酬として保健師・看護師等の会計年度任用職員報酬及び時間外勤務手当188万2,000円。職員手当等として職員の時間外勤務手当ほか81万3,000円。共済費として職員共済組合等負担金ほか25万3,000円。報償費としてワクチン接種協力医師及び看護師謝礼ほか21万2,000円。4ページにまいります。旅費1万5,000円は、会計年度任用職員の費用弁償と職員旅費です。需用費として消耗品費ほか159万円。次に、役務費として接種券等の郵送料ほか医療従事者紹介手数料まで38万7,000円です。次の委託料611万6,000円は、臨時運転業務委託料17万3,000円。接種業務に係る委託料588万3,000円。医療廃棄物収集業務委託料6万円です。次の使用料285万7,000円は、接種管理システム使用料45万円。予約受付システム使用料200万円。送迎車両の借上料40万7,000円です。次の備品購入費12万円は、温度記録計を購入するものです。最後の負担金15万円は、健康管理システムの改修負担金です。

2点目は、電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援対策事業で、事業費は4,592万9,000円で、財源は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金です。

今回の臨時交付金は、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を柱に、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対して支援が実施されるよう国から配分されるものです。

なお、交付限度額は3月29日に示され、本町の配分額は3,406万8,000円で、全額当事業へ充当するものです。

事業内容は、町内での消費需要を喚起し、エネルギー・食料品等の物価高騰に直面する生活者の購買意欲を高めるため、商店街・道の駅・幽泉閣等で使用できるプレミアム率100%、500円の商品券で1,000円分、5,000円で1万円分の買い物を可能とするスーパープレミアム付商品券の発行を行うものです。

事業費は、商品券の購入限度額を1世帯当たり2万5,000円として、1,800世帯分のプレミアム率上乗せ費用と商品券印刷代ほか4,592万9,000円を、実施主体となります蘭越町商工会へ補助するものです。

3点目は、子育て世帯生活支援特別給付金事業で、事業費は546万3,000円で、財源は子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金です。

事業内容は、令和3年度、4年度において、国の定額補助を受けて実施いたしました事業と同様となりますが、食糧等の物価高騰に直面し、影響を受ける低所得の子育て世帯に対し、生活の支援を行うものです。また、対象となる児童は、令和5年3月31日時点で18歳未満の児童とされ、児童一人当たり一律5万円を給付するものです。

事業費は、会計年度任用職員報酬15万8,000円。職員時間外勤務手当の14万円。需用費として用紙・トナー等の消耗品費と封筒の印刷製本費、合わせて33万5,000円。役務費として郵便料と振込手数料、合わせて3万6,000円。負担金としてシステム改修負担金4万4,000円。

最後に、補助金として子育て世帯生活支援特別給付金475万円で、対象となる児童を95名とし、一律5万円を給付するものです。

申し訳ございませんが、補正予算書の13ページにお戻りください。

3款民生費 2項児童福祉費 1目児童福祉総務費、補正額80万円。特定財源のその他80万円は、子ども・子育て基金指定寄附金です。24積立金80万円。子ども・子育て基金積立金で、2件の寄附がありましたので、積立てさせていただくものです。

2目母子福祉費、補正額925万円。特定財源の国道支出金925万円は、デジタル田園都市国家構想交付金で、留寿都村との地域間連携に

より実施するスマート母子保健システムの構築について、4月1日、内閣府から交付決定を受けましたので、補正をお願いするものです。12委託料925万円。スマート母子保健システム構築業務委託料で、乳幼児に係る検診と予防接種のデジタル化した情報を、行政・医療機関・保護者の3者がリアルタイムで共有し、実装活用するシステムの構築を図るものです。

4目昆布保育所費、補正額10万1,000円。17備品購入費10万1,000円。昆布保育所の入所児童の増加により、新たに園児用テーブル2台を購入するものです。

4款衛生費 1項保健衛生費 6目蘭越診療所費、補正額37万6,000円。17備品購入費37万6,000円。高圧蒸気滅菌器で、蘭越診療所で使用しております滅菌機が故障し、修理対応ができないことから新たに購入するものです。

4款衛生費 3項上水道費 1目飲用水施設整備費、補正額309万1,000円。27繰出金309万1,000円。簡易水道事業会計繰出金で、湯里地区及び三和地区の漏水修理によるものです。14ページを御覧願います。

6款農林水産業費 1項農業費 3目農業振興費、補正額30万円。18負担金補助及び交付金30万円。蘭越町米麦改良協会補助金で、本年度の新嘗祭が本町で開催されることとなり、主催については米麦改良協会が執り行うことから式典開催に係る経費の補正をお願いするものです。

8款土木費 1項土木管理費 1目土木総務費、補正額510万円。12委託料510万円。工事設計図書作成支援業務委託料で、道路改良・河川工事等に係る早期発注・適正な算定業務を行うため、工事発注前の数量算定業務等に係る委託料の補正をお願いするものです。

8款土木費 4項住宅費 3目定住促進住宅建設費、補正額1,760万円。特定財源の地方債1,240万円は、旧昆布診療所改修事業債です。14工事請負費1,760万円。旧昆布診療所改修工事で、建築資材の高騰や労務単価の上昇により、当初の設計内容に変更が生じ、予算に不足が生じることから補正をお願いするものです。

つづきまして、歳入に戻ります。6ページを御覧願います。

16款国庫支出金、19款寄附金は、説明を省略いたします。7ページにまいります。

21款繰越金 1項繰越金 1目繰越金、補正額3,343万円。1繰越金3,343万円。前年度繰越金です。

22款諸収入、23款町債は、説明を省略いたします。

次に、3ページを御覧願います。

第2表地方債補正につきまして、御説明いたします。

変更で、過疎対策事業債ですが、補正前の限度額は5億5,220万円でしたが、1,240万円を追加し、5億6,460万円とするものです。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、従前と変更ありません。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

7番難波議員。

○7番（難波修二） 7番です。2点、お尋ねしたいと思います。

8ページ、気候変動対策・貝の館費です。参考資料を見ますと、新しい大きな事業が四つほどあるんですね。非常に中身が、非常に真新しい事業といえますか、内容がよく承知をしてない部分もあるんですけども、まず大きな四つの事業ですけども、再エネ設備の調査事業4,741万円、それから二酸化炭素の排出量のロードマップ策定が792万円と、これはおそらくまちづくり推進係っていうんですか、そっちのほうできっとやるのだろうと思うんですけども、それともう一つ、企画、プラスチックごみの企画展示1,478万円、それから海洋観測基地局設置事業322万4,000円という、これはきっと貝の館のほうでやるのかなと思うんですけども、ちょっと気になるのは、こういう新しい大きな事業をやっていく、しかも年度途中でね、こういう事業が新たに増えていくと、問題は体制づくりがどうなんだろうと、推進していくための体制はどんなのかなって、ちょっと不安に思ったりするわけです。例えば、省エネ設備導入の調査事業4,741万円、これは全部委託、100%国の補助で、全部委託でどっかでやってもらうという、こういう事業なんですけれども、参考資料のこれを読ませてもらいますと、1ページのところの1番目ですね、これを見ますと、事業内容が町で平成31年に策定した新エネルギービジョンの改定という、そういう大きな作業をやりますと、それと、公共施設等への再エネ設備導入、あるいは省エネの改修というものをどう進めていくかというところを調査すると

いう、それから、よく分からない英文字の地域マイクログリッド化、木質バイオマス資源の熱利用の実現可能性の調査検討という、こういう大きなものをやっていくという、相当の担当にかかる負荷が強いんじゃないかなと思うんですけども、このあたりの進めていくための体制ということについて、どのようにお考えになって、整えていくのかということとをまずお尋ねしたいなというふうに思います。

もう一つは、貝の館のほうでやる事業ですけども、プラスチックごみの企画展示1, 478万円、ごめんなさい。もう一つは二酸化炭素のロードマップを作っていくと、これもやっぱり相当ボリュームのある事業になってくるんじゃないかなと思うんですよね。具体的に2050年までの本町における官民連携で行う様々なその事業をどうやっていくかという、そういうとこのロードマップを策定するっていう作業は相当大変じゃないかなと、こういうふうに思うんですけども、そのあたりのまちづくりが担当するとすると、そういうあたりの作業量等についての体制について、ちょっと疑問に思うっていうか、大丈夫かなという気がしますというのが一点です。

もう一つは、企画展示、それから海洋観測基地局の設置という、これも非常に大きな事業だなというふうに思うんですけども、一つは、企画展示は事業費のほぼ備品購入ですから、物を買えばいいということではきっと進まないんじゃないかなと思うんですよね。特に、海洋プラスチックごみの問題というのは、非常に今、関心のあることです。これを町がやるっていうことになったときに、全道の小学校が飛びついて、是非、行って勉強したいというようなことが出てきたときに、果たしてそれを受け入れていく体制っていうのは大丈夫なんだろうかっていうところがちょっと気になります。

もう一つは、もう一つの事業の海洋基地局の設置をしていくという、これも事業費はそう大したことないと思うんですけども、問題はこういうことを町としてやっていきますよということで、この事業内容、2ページに書いてありますけども、海洋状況をウェブページでリアルタイムで公開することで、地域漁業のICT化につなげると、そういうことを目標を目的としてやっていくとすれば、そういうことに関わる関係者との連携といいますかね、そういうところを果たしてどうなんだろうかと、この地域の漁業者とかあるいは海洋関係者とか、そういう方々との意思疎通とか連携の取り方っていうのが、果たして十分にやっていけるんだろうかというあたりがちょっと気になりますので、ちょっと長い質問で恐縮ですけども、この四つの事業のですね、そういうふうに対応

していくことについて、ちょっともう少し詳しくお話をしていただきたいということでございます。

もう一点は、13ページの母子福祉費のデジタル田園都市国家構想交付金を受けてやる事業です。これはこういうことで留寿都と連携をしてやっていくということは、確か報道でもありましたし、以前、報告を受けましたので、承知をしておりますけれども、もう少し具体的に留寿都と共同事業で、どのようなことをやっていくのかという、今の説明ですと、いわゆる母子保健の関係の検診等をしっかりとデータ化して、行政と医療と保護者が共有するということでしたので、そのあたりの取り組み、もう少し中身をお話しいただければと。

以上、この2点をお願いします。

○議長（熊谷雅幸） 今野総務課参事。

○総務課参事（今野満） 難波議員の1点目の御質問、蘭越町再エネ設備導入可能性調査等事業委託料、事業委託と、再エネ最大限導入計画策定業務委託の推進体制の御質問について、お答えさせていただきます。

まずこちらにつきましては、昨年、町の地球温暖化対策、気候変動対策を推進するというかたちですね、総務課内に気候変動対策係を設置させていただいたわけでございますけれども、こちらにつきましては、気候変動対策係が主となって、係員2名しかいない係ですので、係だけで対応するのは難しいと考えておりますけれども、それをまちづくり推進係ですね、連携して協力してですね、計画策定のほうを進めていきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。以上です。

○議長（熊谷雅幸） 山崎気候変動対策係長。

○気候変動対策係長（山崎友資） 難波議員の、まず一つ目の環境省の補助金に関する事業なんですけれども、その体制については、環境省にももちろん申請書を出してますので、そのときにどういった体制で取り組むのかっていうものを書いております。

まずは蘭越町の脱炭素地域実施推進プロジェクト本部っていうものを、本部長町長として設置しまして、副部長を副町長として、体制を築きます。そして事務局が企画防災対策室の気候変動対策係というふうな本部を構築して、それぞれの下に外部評価委員会だとか、C I Oとかデータプロジェクト推進とか、そういう係を構築して外部の評価を得ながら、

進捗状況を監視して、業者に委託したものを随時監視して、それに対して、ここはこうだよとか、違いますとか、そういうのを密に連携をしながら、それを策定していくというような体制で申請をして作成をしております。それに対して評価を得て、採択されて、今回上程したところです。

次に、貝の館のマイクロプラスチックごみに関する体制なんですけれども、機器から出るデータが出るまでの解析時間が大体4分ぐらいで出ます。ですので、私一人でも対応できるのかなというふうに考えております。実は、ゴールデンウィーク中にデモ機を2台、今回、買ううちの1台をお借りして、それぞれ皆さんが持ってきたごみを解析してたんですけども、ゴールデンウィーク最大で1日140名ぐらい来た日あったんですけども、そういう日でも対応できましたので、おそらく私一人と、受付で任用しております会計年度任用職員で対応できるのかなというふうに考えております。

次に、海洋短波レーダーに関する基地局の設置なんですけれども、これに関しては、実は300万という少ない事業費なんですけれども、実は、数年前に宮崎県で1億8,000万で入れたものと同じものが入ります。なんで1億8,000万のものが300万で入るのかというと、実は、琉球大学の先生と共同研究というかたちで連携しまして、その研究室にあるアンテナだとか機材を無償で一応貸してもらっていうかたちで、蘭越町まで運んで、その他必要なユニットハウスとかを、助成金を用いて補填して作るというものです。ですので、これに関しては、琉球大学との共同研究でもありますし、あとはその他に北海道大学だとか、海洋研究開発機構、むつ研究所とか、いろんな協力してくれる方々がおられますので、体制については問題ないというふうに考えております。

以上で質問の回答となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） 山下健康推進課長。

○健康推進課長（山下志伸） スマート母子保健システム構築業務の件ですけれども、難波議員おっしゃるとおり、3月の定例議会で、町長の行政報告でさせていただきましたデジタル田園都市国家構想の推進交付金を活用しました自治体間連携の枠組におけるマイナンバーカード利用横展開の創出型の交付金事業になります。

内容につきましては、乳幼児の健診と予防接種の母子保健業務情報を

デジタル化しまして、保健サービスの向上と業務の効率化、それから省力化を図ることを目的としておりますが、もう少し具体的に言いますと、マイナンバーカードと本人認証で保護されました情報入力と情報閲覧可能な健康情報をデジタル化する母子健康アプリ、それとワクチン接種記録などをデジタル化します予防接種管理アプリを、開発をします。そのアプリを使用しまして、乳幼児健診の予防接種記録、それから、すいません、乳幼児健診の記録、予防接種の記録を、保護者・行政・医療機関3者の共有、活用できるシステムを構築するという狙いで行います。将来的には山ろく町村で、横展開でできるようなシェアをして取り組もうというふうに、今、考えています。

それで、デジタル化する、今、デジタル化を検討しています情報ですけども、まず乳幼児健診につきましては、保護者が検診のたびに紙に記入しています検診時のチェックリスト、それから問診票、アンケート、それらをスマートフォンのアプリを使いまして、あらかじめ入れていただき、入力していただき、それを当日持ってきていただいて、各計測、それから問診だとかするときそのデータをもとにして、検診に当たるということを想定しています。また、予防接種につきましても、予防接種前には必ず記入します予診票、それらをまずアプリに入れていただいて、それを当日、接種会場に持って行って、ドクターの判断を仰ぐと。それから、接種履歴もそこにデータ化しまして、その後の誤接種を防ぐということを目的としたものを開発しようとしています。

それで、システム開発につきましては、今の厚労省で取り組んでいますマイナンバーカードを活用しました母子健康手帳のデジタル化に関する討論、検討会という検討会がありまして、3月にこれはもう既に案が出ているんですけども、その構成メンバーであります福岡大学の医学部の主任教授に監修を受けまして、保護者負担の軽減、それから有効活用、行政保健業務の効率化と省力化につながるように留寿都村と常に情報共有しまして、システム開発を進めるというような取り組みをしようということになっています。以上です。

○議長（熊谷雅幸） 7番難波議員。

○7番（難波修二） もう一度。母子福祉費のほうはわかりました。

気候変動対策の関係です。四つの大きな事業、もう一つ、五つ目もあるんですけど、それは全部、気候変動対策の係でやるということでした。担当のほうから十分やっていけるといふ、今、お話でしたけれども、大

丈夫かなという疑念は払拭しきれませんので、引き続きですね、この中身についてもう少し、内容について注視していく必要があるなというふうに思います。最近、こういうことを言っちゃうといいかどうか分かりませんが、職員の方で体調不良で心ならずもやっぱり十分に対応できないという状況が随分あるように聞いております。是非、そういう仕事の分量と、対応する職員の心身ともの健康管理といいますかね、そういうことも含めて、十二分にやっぱり対応して欲しいなというふうに思います。年度途中の早い段階で、こういう大きな事業が、巨額の事業がですね、補正で出てきて、しかもそれをこなしていけるのかっていうのは、おそらく他の議員もそういう思いを持っていると思いますので、そういう職員の対応についての対応ということについてはですね、もし、町長から何かお考えがあれば、お答えいただければありがたいですけれども、よろしくお願いします。

○町長（金秀行） 難波議員の御質問にお答えします。

非常に、職員体制について心配をさせていただいているところでございますが、この今回の大きな項目の事業については、実は、昨年9月、熊谷議員から一般質問いただいて、こういうようなことを今、国のほうの指導の部分でですね、検討しているという部分でお話をさせていただいた経過がございます。それを基づきまして、経産省といろいろ協議をした部分の中で、実は再エネ導入可能調査事業というかたちで、体制も含めてですね、申請を上げて、何とか内示をいただいたんで、新年度において、実は補正をさせていただいたという部分です。これについては、非常に気候変動対策と、まちづくり推進係が連携でですね、事業を行っていかねばならないというふうに考えておりますし、過去においても、実は新エネルギービジョンの改訂、そういう部分についても行った経過がありますので、実際に委託する業者と十分詰めながら行っていきたいということです。

それと併せて、マイクログリッドっていう部分の中では、前にこれもお話しさせていただいたと思うんですが、庁舎を含めて、この庁舎、山村開発センター、母子福祉センター、保育所、これの公共施設を自前でですね、発電をして消費をできないかというような計画です。これについては、今、近隣でいくと、仁木町が検証、実証で行っている事業でございますので、この部分をですね、なんとか本町においても、そういう部分で検証しながら、将来的にはその再生可能エネルギーを使って、自前の発電っていうのが可能かどうか、それを十分検証していきたいという

事業でございますので、担当を含めて、内容についてはまた議員の皆さんに御報告をしたいというふうに思っております。

それと貝の館の関係でございますが、これについては、先ほど山崎学芸員のほうからお話を申し上げました。金額については相当大きい事業でございます。先般、日本経済新聞の社説の中で、海洋プラスチックごみの必要性ってというのがうたわれてて、G7の札幌で行われた会合の中でも、非常にこれから大切な部分だっているというのが申し述べ、確認されたところでございます。

それと併せて、今、支援をいただいている海の船の科学館って東京にあるんですが、その船の科学館の中で、実は全国を、これは構想なんです、五つくらいの大きな拠点に分けてですね、そして環境とか、海の温暖化問題とか、そういうものをきちっと拠点、拠点で、大学と連携しながらやっていけるという、そういう構想を含めた中で、船の科学館から支援をいただいている状況にあります。北海道の中では、北海道大学と、実は蘭越町貝の館という部分の中で構想の中にあってですね、非常に学芸員が一生懸命やっているところです。これ金額相当大きいので、私どもも、これについては、学芸員一人でやれる部分ではございませんので、十分内部で対応強化するとともにですね、こういう事業をやっていると、貝の館から町民を含めて、やはり発信をしてですね、蘭越町にこういう施設があるんだということも、もっとPRしていく、先ほど議員がおっしゃった、そういう学習の場、そういうものも、きちっと対応していける、そういうような施設のPRというか、それをもっともっていかなくたらならないかなというふうに思っております。

これだけの事業をやるということは、町民の皆さん、議会の皆さんの理解もないと、これは事業をやっていけないわけでございますので、そのへんのところは十分内部でも検討しながら、行ってまいりたいというふうに考えております。職員の、非常に今、病気関係とか、そういう部分の中で心配していただいている部分については大変ありがたいと思いますし、内部管理として、私どももきちっと、課長中心としながら、その事業の進捗状況、そういうものも確認して、判断するところはきちっと判断し、また議会のほうには報告、そういうものも進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解を願いたいと思います。以上でございます。

○議長（熊谷雅幸） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

柳谷議員。

○9番（柳谷要） 番号がついてないんですけど、柳谷です。

14ページ、6款農林水産業費です。米麦改良協会に対する30万円の追加、補助金の提案でございます。町長は説明で、本年度、この新嘗祭に使うってことでの補正っていうふうに説明されましたが、通常収穫祭、収穫感謝の日を中心に収穫祭を行っているんですが、それとどう違うのでしょうか。もし同じ趣旨であれば、この金額が今、補正で出てきているというのはどういう趣旨なのか、ちょっと伺います。

○議長（熊谷雅幸） 田縁農林水産課長。

○農林水産課長（田縁幸哉） 柳谷議員の質問にお答えします。

今回の補正につきましては、蘭越町がですね、宮中で行われます新嘗祭ですね、それのですね、献穀米の献上にですね、本町選ばれましたので、それに係るですね、式典のですね、関係経費をですね、計上したものでございます。新嘗祭ですね、宮中で11月23日に行われますので、そちらのほうに献穀することになるんですけども、今月のですね、27日にですね、御田植祭をやることとして、町内のですね、農業者の金子辰四郎さんのですね、ほ場の方で式典のほう行うこととしておりまして、それにかかる経費計上してるということでございます。

○議長（熊谷雅幸） 9番柳谷議員。

○9番（柳谷要） 趣旨は大体わかりました。改めて確認したいと思うんですが、憲法20条だと思うんですが、行政と宗教、特定の宗教及び特定の宗教が行う儀式との距離感をですね、どのように持つかっていうことと、それからもう一つ、行政がこの宗教との関係をどのように持つかっていう、どうあるべきなのかっていう、確か確定判決が最高裁で、大阪府の摂津市の例や、北海道でも長沼町だと思うんですが、確かあったと思うんですが、原則は無宗教、簡素ですね。私は収穫祭だと思っていたものですから、そういう設定で話をしますけども、参加する場合も同じだと思います。補助金の趣旨が、特定宗教に対しての、儀式に対しての支出っていうのは慎重にやるべきだというふうに思います。反対はしませんよ。これ。多分ね、お金がないから、誰か行ってもらうとか、諸経費をあれするということだろうと思いますから、捻出するっていうこ

とだろろうと思ひますから、米麦改良協会の趣旨もよくわかつておひりますし、そういう儀式に参加するっていうこともわかつておひりますので。でも、心得なければならぬことは無宗教、簡素であると。戦没者の慰霊式も同じような趣旨で、特定宗教に偏らず、無宗教でやるっていうことに戦後50年を機にそういうふうになつたわけで、私はこの距離感っていうのを、町長の見解を一つ伺ひたいと思ひます。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 柳谷議員の御質問にお答へします。

憲法20条を、議員がおっしゃつた部分の中での、今、議員がおっしゃつてる20条の第3項、国及びその機関は宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならぬ、そういうような、1条から3項まで出てくるその部分の中での行政の取扱いという部分だと思ひます。これまでの経緯等を含めて、戦没者追悼式のあり方とかですね、いろいろな団体での行政との関わり、そういうような部分については、私どももいろいろな町村の例とか、そういう法に基づいた部分に逸脱しない、そういうような考え方の部分で、ただ協力をするとか、そういうやはり、これだけ選ばれて、うちのお米をやっぱり献上できるっていう部分の中では、らんこし米っていう高い評価を得ている、そういう部分もあるというふうな部分を認識しておひりますので、そのへんのところは十分内部でも協議しながら、団体と対応してまいりたいというふうに、今のところは考えているところでございますので、御理解を願ひたいと思ひます。

○議長（熊谷雅幸） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第4号令和5年度蘭越町一般会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（熊谷雅幸） 日程第17、議案第5号令和5年度蘭越町簡易水道事業会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

北山建設課長。

○建設課長（北山誠一） ただいま上程されました、議案第5号令和5年度蘭越町簡易水道事業会計補正予算第1号につきまして、御説明いたします。

第2条は、予算第3条に定めました収益的収入及び支出の予定額を補正するもので、収入では第1款簡易水道事業収益 第2項営業外収益、既決予定額4,069万2,000円に、今回の補正予定額309万1,000円を追加し、4,378万3,000円とし、簡易水道事業収益既決予定額1億3,054万4,000円を、1億3,363万5,000円に改めるものです。

次に、支出でございます。

第1款簡易水道事業費用 第3項特別損失、既決予算額68万2,000円に、今回の補正予定額309万1,000円を追加し、377万3,000円とし、簡易水道事業費用既決予定額1億7,043万5,000円を、1億7,352万6,000円に改めるもので、詳細につきましては、後ほど補正予算明細書で御説明いたします。

第3条は、予算第9条で定めた他会計から受ける補助金の額4,751万7,000円に309万1,000円を追加し、5,060万5,000円に改めるものです。

それでは、補正予算明細書により御説明申し上げます。

3ページを御覧願います

収益的収入及び支出の収入から御説明いたします。

1款簡易水道事業収益 2項営業外収入 2目他会計補助金、補正額309万1,000円。1節他会計補助金309万1,000円の追加をお願いするもので、補正の理由は、漏水修理に係る修繕料について、一般会計から補助を受けるもので、従前は一般会計からの繰入金としておりましたが、公営企業会計では補助金として計上するものです。

次に、支出でございます。

1款簡易水道事業費用 3項特別損失 5目その他特別損失、補正予

定額309万1,000円。1節その他特別損失309万1,000円の追加をお願いするもので、補正の内容につきましては、令和5年3月に3件の漏水が発生し、修理を行いました。その修理費用の確定が4月になったことから補正をお願いするものです。

なお、修繕費ではなく、特別損失で補正予算を計上させていただいているのは、発生の実績が過去の年度であるものを新年度に支出する場合は、特別損失として処理することとなっているためでございます。

1ページにお戻り願います。

実施計画につきましては、補正予算明細書で詳細を説明しましたので、省略いたします。

2ページの予定損益計算書につきましては、当初予算から変更となっている部分のみ説明させていただきます。

3営業外収益のうち、(2)他会計補助金当初予算の1,317万9,000円に、今回の補正予定額309万1,000円を追加し、1,627万円とするものです。また、4営業外費用のうち、(2)雑支出、当初予算の490万9,000円に、今回の補正予定額の消費税相当分、28万1,000円を追加し、519万円とし、6特別損失の(1)その他特別損失当初予算349万2,000円に、今回の補正予定額の消費税を除いた281万円を追加し、349万2,000円とするものです。

なお、当年度末処分利益余剰金の額には変更は生じません。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第5号令和5年度蘭越町簡易水道事業会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長（熊谷雅幸） 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

これにて、令和5年第2回蘭越町議会臨時会を閉会いたします。

午後 2時00分 閉会